

○議案第24号 守口市手数料条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝建設文教委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等に基づく認定基準の改正に伴い、既存住宅に対し増築又は改築を行う場合の認定制度が創設されたことや、省エネルギー性能の評価方法に簡易な方法が追加されたことから、これら事務に係る手数料を追加、削除するものが主な改正内容であります。

本委員会といたしましては、審査の結果、特段の異論もなく、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。